

第 5 0 1 回
三戸町議会臨時会会議録

令和 4 年 1 月 2 7 日 開会・閉会

三戸町議会

目 次

会期日程	2
上程案件及び処理結果	2
 <u>第1日目 令和4年1月27日(木)</u>	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員	4
開会・開議	5
日程第1：会議録署名議員の指名	5
日程第2：会期の決定	5
日程第3：諸般の報告	6
・議長の報告	
日程第4：議案一括上程、町長提案理由の説明	6
日程第5：議案第1号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第9号）	7
閉会・署名	13

会 期 日 程 表

会 期 令和4年1月27日（1日間）

日 程	月 日	会議の種別	開議時間	内 容
第1日	1月27日 (木)	本 会 議	午前10時	・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・議案の一括上程 ・提案理由の説明 ・議案審議・採決

上程案件及び処理結果

議案案件	番号	件 名	議決年月日	処理結果
議案	1	令和3年度三戸町一般会計補正予算 (第9号)	R4. 1. 27	原案可決

第 1 日 目 令和 4 年 1 月 27 日（木）

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 1. 議長の報告
 - 第 4 町長提案理由の説明
 - 第 5 議案第 1 号 令和 3 年度三戸町一般会計補正予算（第 9 号）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14 人）

○出席議員（14 人）

- 1 番 柳 零 圭 太 君
 - 2 番 小笠原 君 男 君
 - 3 番 和 田 誠 君
 - 4 番 越 後 貞 男 君
 - 5 番 乗 上 健 夫 君
 - 6 番 山 田 将 之 君
 - 7 番 栗谷川 柳 子 君
 - 8 番 藤 原 文 雄 君
 - 9 番 番 屋 博 光 君
 - 10 番 千 葉 有 子 君
 - 11 番 久 慈 聡 君
 - 12 番 澤 田 道 憲 君
 - 13 番 佐々木 和 志 君
 - 14 番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員（0 人）

○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説 明 員	三 戸 町 長	松 尾 和 彦 君
委任説明員	副 町 長	馬 場 浩 治 君

参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第 501 回三戸町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8 番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第 501 回三戸町議会臨時会の議事日程を審議するため、1 月 25 日、午前 10 時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

1 月 27 日、午前 10 時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を本日 1 日と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を上程し、町長に提案理由の説明を求め、議案第 1 号を審議、採決し、閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和 4 年 1 月 27 日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 3 番、和田誠君、4 番、越後貞男君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日 1 日と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第 3、次に議長の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第 4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第 4、議案第 1 号を上程いたします。

上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第 501 回三戸町議会臨時会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

令和 4 年を迎え、新春の恒例行事であります三戸町新年会、2 年ぶりの開催となりました成人式並びに三戸町消防団出初め式を無事に実施することができました。これもひとえに皆様方のご協力とご理解のたまものと心からお礼と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、新たな変異株であるオミクロン株の発生に伴い、全国各地で感染者が急増しております。国では、蔓延防止等重点措置地域として青森県を含む 34 の都道府県を対象に適用しているところであります。三八地域においては、感染者数は大きく増加はしていませんが、学校等でクラスターが発生するなど、予断を許さない状況が続いております。今後もマスクの着用、手指消毒、3 密に警戒するなどの基本的感染予防対策をもうしばらくの間、徹底していただくようお願いを申し上げます。町といたしましても、3 回目のワクチン接種を進めるとともに、国、県からの情報を逐次収集し、町民の皆様が安心して暮らすことができるよう、必要な対策を講じてまいります。

それでは、今回提案いたします案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額 69 億 8,354 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 973 万 5,000 円を増額し、予算総額を 69 億 9,328 万 4,000 円にしようとするものであります。

歳入の内容といたしましては、地方交付税 873 万 5,000 円、県支出金 100 万円を増額補正しようとするものであります。

歳出の内容といたしましては、生活困窮者に対する灯油購入費助成事業を行うものとして、民生費 973 万 5,000 円を増額補正しようとするものであります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第5 議案第1号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第9号）

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第1号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第1号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第9号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額 69 億 8,354 万 9,000 円に歳入歳出それぞれ 973 万 5,000 円を追加し、予算総額を 69 億 9,328 万 4,000 円にしようとするものであります。

歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、普通交付税を 873 万 5,000 円増額しております。

15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金では、灯油購入費助成事業費補助金 100 万円を追加しております。県において市町村が実施する灯油購入費助成事業に要する経費に対して補助するもので、補助対象となる世帯数に 5,000 円を乗じた額と、補助基準額のいずれか低い額の2分の1が補助額となります。なお、人口1万人未満の市町村では補助基準額が 200 万円となり、当町ではその2分の1となる 100 万円が補助額となる見込みであります。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費で 973 万 5,000 円を増額しております。灯油価格の高騰を踏まえ、直接的な

影響を受けている町民の中でも特に所得の低い生活困窮世帯に対して経済的負担の軽減と生活の安定を図るため、灯油購入費の一部を助成するものであり、1,600世帯に対し6,000円分の助成券を配付するものであります。11節役務費13万5,000円は、助成券の送付に係る郵便料となります。18節負担金補助及び交付金960万円は、灯油購入費助成事業費補助金となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

澤田君。

○12番（澤田 道憲君）

私からは、4ページの最後ですけれども、歳出の3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費と、18節負担金補助及び交付金の件ですが、灯油購入費助成事業補助金960万円は、先ほども説明がありましたように、生活困窮者に対する、また非課税世帯等の経済的負担の軽減を図るため、生活の安定を図るための助成事業であります。この事業を大いに評価しますが、新聞報道によりますと三戸町に隣接する田子町や新郷では、冬期の原油価格の高騰により経済的な影響を受けていることに対し、田子町では2万円分の燃油券を全世帯に配布し、新郷村では住民税非課税世帯臨時特別給付金や、全村民1人当たり燃料費等特別給付金として現金1万円を給付しております。

そこで、当町としても燃料費等の高騰は、全町民が経済的に苦しいものがあると思います。町として、全町民に燃料費等の特別給付する考えはないか伺います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

ご質問でもありましたが、隣接する町村において全ての世帯ですとか、全ての住民ですとかに対しての助成等を行う町村というのもあるというふうに伺っております。これにつきましては、ただ、今回の灯油の助成事業を行う、実施する市町村につきましては、県内の状況を見ますとほとんどの市町村におきまして、住民税非課税世帯等の一部の世帯への給付を行うということとしております。また、これにつきましては、市町村におきまして市町村の事情をそれぞれ勘案いたしまして、政策的な意図を持って事業を実施しているということでございまして、当町では今回の助成事業につきましては灯油の高騰、これによりまして灯油の買い控えをして暖房の利用を制限するとか、そういうことによって体調を崩すとか、通常の生活ができなくなると、そういったことがないようにするための趣旨ということでの事業となりますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○12番（澤田 道憲君）

説明は、聞きましたのですけれども、実は令和3年度があと2か月で終わりますが、実質1か月と見ております。そこで、令和3年度の執行予算の歳出予算を洗い出して、そこで不用額が出た額を燃料費等に、全町民を対象として給付も考えてはいいのではないかと、という考えがあります。その1点。

実は、2点目として言いますのは、令和2年度の一般会計決算では、歳入歳出残額が2億8,255万7,000円あり、それを財政調整積立金に1億3,200万円を積立てしております。財源上、必要やむを得ないときは、財源として充ててもいいのではないかと思うのだが、その2点、お願いをいたします。お伺いいたします。

○総務課長（武士沢 忠正君）

年度の予算の不用額を見込んで、それを財源にしたかどうかという趣旨のご質問であります。まず、現在の状況からすれば、今後3月の定例会において上程する補正予算等々がございます。そういったものの取りまとめをしている状態であります。結果的に不用額というのは生じるわけですが、現在のところそういった精査をしている段階ということでございます。

あと、こちらの事業をやるに当たって、意思決定といいますか、どういった範囲でどういう支給をしようかということについては、昨年末くらいから検討を始めております。その段階で不用額が幾らということの確定はしておりませんので、結果的には残るのは残るのですが、それを財源としてやるということについては想定をしておりませんでした。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩します。

（午前10時17分）

休 憩

（午前10時18分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（武士沢 忠正君）

失礼いたしました。今回の灯油の助成の事業について、このほか財源ということで基金の取崩し等々は考えられなかったかという点についてご答弁を申し上げます。

今回の灯油の助成については、先般 12 月くらいから非課税世帯に対する国の支給金 5 万円と 5 万円、あと高校生以下の世帯に対する給付金 10 万円だと思いましたが、そういったものが支給されている状況にあります。そういったことも考慮して、今回 6,000 円という値段の設定をしたということと、全世帯にできないかということについては、担当課と協議をいたしまして、本当に影響が大きい部分、非課税世帯等々になると思われまゝ。こういった世帯にまずは支援をしていこうということで、内部で決めたという経過でございます。

以上でございます。

○12 番（澤田 道憲君）

最後になりますが、町長からお伺いいたします。

今回の原油価格が高騰している中、全町民の生活を守り、三戸町の経済の活性化を図る意味からも、そして全町民が経済的に厳しい中、町民がひとしく恩恵を受けられる政策を期待するものであり、値上げ等の給付を町民へという考えがこれからもあるのかどうかお伺いします。

○町長（松尾 和彦君）

澤田議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の灯油購入費という部分については、先ほど担当課のほうからも説明があったように、非常に困窮をしている、その部分に着目をして、まず政策をつくってきたということでございます。今回の灯油、あとはあるいは燃料の高騰というのは、もちろん議員ご指摘のとおり、全町民に影響は及んでいるというふうに認識をしております。これらについては、今後公平性というものの観点を大事にしながら、これからの政策において経済対策という中において、考えていきたいというふうに考えております。

○6 番（山田 将之君）

4 ページの灯油購入費助成事業費補助金についてですが、灯油購入のみに使える券だということですが、灯油を使わない世帯もあるかと思います。そういった世帯には、無駄な券になるということで事前に伺っております。例えば先ほどもありましたように、原油価格も高騰していることから、灯油とガソリンにも使えるような、使える範囲を広げてもいいように感じますが、どのようにお考えでしょうか。他の自治体の例を見ますと、灯油券ではなくて燃油券としてやっている自治体もあるようです。その辺、お伺いいたします。

○住民福祉課長（馬場 均君）

今回給付するものが灯油のみの助成券ということになるということでして、他の例えば電気代であるとかガス代であるとかも原油の高騰に伴って上がっている部分もあるかと

思います。ただし、一般論ということになりますけれども、暖房ということ考えた場合になりますけれども、導入からランニングコストまで考えて、最もコストが低いものとなると、灯油を使ったものというものが一般的になるというふうに考えております。この中で、当然所得の低い生活、困窮世帯ということになれば、どうしても灯油を使った暖房というものが主体になるものというふうに考えられますので、今回は一番最初の説明で申し上げました趣旨でございますけれども、生活困窮世帯におきまして冬期間の必需品としての灯油、これに対して助成をすることによりまして、例えば身体的な問題ですとか、あとは通常の生活ができないような状況、そういうものが発生しないように、ここが趣旨であるということで今回の事業を進めておりますので、その点でご理解をいただきたいと思います。

○6番（山田 将之君）

趣旨は、十分に理解をいたしました。ただ、せっかくやる事業に対して無駄になるというところが少し気になるころではあるとは思っています。支給する全ての方に使っていたら、本当はいいのかなと思っております。その辺も踏まえて、今後使える範囲というのは検討してできるものなのか伺いたいと思います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

今回の事業につきましては、あくまでも灯油ということで考えております。仮にその他の場合で困窮している世帯で、灯油以外の暖房等を使用されていると、それで生活が困っていると、そういったような状況が生じる場合とか、個別の世帯によりまして様々事情は異なるものと考えております。そういった世帯につきましては、個別にそれぞれ相談を受けながら、他の助成制度等を活用して、こういったフォローしていけばいいのかということと考えながら、対応していきたいというふうに考えておりますので、今回につきましてはあくまでも灯油の助成ということで進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

今回の灯油購入助成事業費について質問いたします。

今回の助成費については、助成券という形で配付されるということだと記憶しておりますが、500円券で渡るということ、これ自体はいいことだと思いますけれども、各灯油販売店では若干の灯油の単価は違うものではないかなと考えます。そうした場合に、助成券で灯油を購入した場合に、若干不公平が生じるのではないかなと考えますけれども、販売店に対して協力要請をしていることとは思いますが、その内容について、その辺の、先ほど澤田議員への町長の答弁にも公平性という言葉がありましたけれども、そこを加味して、どのように協力要請が行われたかについて伺います。

○住民福祉課長（馬場 均君）

今回の助成券の使用可能な業者というのは、町内の業者にお願いするということにしてございます。それぞれの業者によって、価格設定等、異なることになるかと思えますけれども、そちらはこちらのほうから統一しろとか、そういったことは申し上げられませんので、ただ助成券を使う場合と、通常で購入される場合において価格差が発生すると、そういうふうなことのないような取扱いにつきましてはご協力いただくようにということでお願いをしておるところでございます。

以上です。

○8番（藤原 文雄君）

町側としては、灯油単価のところに対しては、申し上げられないという説明だったと思いますが、そのところは分かりますけれども、今後様々な事業をする場合にあっては、町長答弁のとおり公平性をよく考えてやっていただきたいと考えます。ありがとうございます。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。第 501 回三戸町議会臨時会を閉会します。

午前 10 時 30 分 閉会

署 名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議 長

.....

署名議員

.....

署名議員

.....